

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 2 号

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市児童福祉法施行細則（平成 2 4 年四日市市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（家庭支援事業の利用支援）</u> <u>第 2 5 条 市長は、法第 2 1 条の 1 8 第 1</u> <u>項の規定により、家庭支援事業による支</u> <u>援の利用を勧奨するときは、家庭支援事</u> <u>業利用勧奨書（第 4 4 号様式）を当該児</u> <u>童の保護者に送付するものとする。</u> <u>2 市長は、法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規</u> <u>定により、家庭支援事業による支援を提</u> <u>供するにあたり、あらかじめ、家庭支援</u> <u>事業提供依頼書（第 4 5 号様式）を当該</u> <u>事業所等の長に送付するとともに、当該</u> <u>支援の提供を決定したときは、家庭支援</u> <u>事業提供決定通知書（第 4 6 号様式）を</u> <u>当該児童の保護者に送付するものとす</u> <u>る。</u> <u>3 市長は、前項の規定により支援提供を</u> <u>決定した児童（以下「支援対象児童」と</u> <u>いう。）について、当該支援を変更した</u> <u>ときは、家庭支援事業提供変更決定通知</u> <u>書（第 4 7 号様式）を当該支援対象児童</u> <u>の保護者及び当該事業所等の長に送付</u>	

<u>するものとする。</u> 4 市長は、支援対象児童について、当該 <u>支援を終了することを決定したときは、</u> <u>家庭支援事業提供終了決定通知書(第 4</u> <u>8 号様式)を当該支援対象児童の保護者</u> <u>に送付するとともに、支援提供終了通知</u> <u>書(第 4 9 号様式)を当該事業所等の長</u> <u>に送付するものとする。</u> 5 市長は、第 2 項の規定により支援提供 <u>を決定した者からは、当該支援に要する</u> <u>費用を徴収しないものとする。</u> (補則) 第 2 6 条 (略)	(補則) 第 2 5 条 (略)
---	--------------------------------

第 1 6 号様式を次のように改める。

高額児童通所給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

四日市市長

年 月 日に申請のありました高額児童通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者 氏名		受給者 証番号											
給付決定に係る 児 童 氏 名													

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	
支 給	☐ する ☐ しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金 融 機 関							
	口 座 種 目							
	口 座 番 号	※	※	※	※			
	口座名義人							

不服申立て及び取消訴訟

【高額児童通所給付費の場合】

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に
対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、三重県知事に申し立てれば、口頭により意
見を述べるすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市
市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを
除く。）でなければ提起することができないこととされています。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 4 3 号様式の次に次の 6 様式を加える。

第 4 4 号様式（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

家 庭 支 援 事 業 利 用 勸 奨 書

児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき、次のとおり家庭支援事業による支援の利用を勧奨する。

記

支援の種類と量	
支 援 を 提 供 す る 事 業 所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
支 援 対 象 児 童 氏 名	
予 定 期 間	
費 用 徴 収 額	
支 援 を 提 供 す る 理 由	
そ の 他	

第 4 5 号様式（第 2 5 条関係）

年 月 日

様

四日市市長

印

家 庭 支 援 事 業 提 供 依 頼 書

児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規定に基づき、下記の者の支援を貴事業所に依頼したい
のでお願いします。

なお、受託できないときは、すみやかに回答してください。

記

住 所	
支援対象児童氏名	
生 年 月 日	
依頼したい支援の 種 類 と 量	
予 定 期 間	
そ の 他	

第 4 6 号様式（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

家 庭 支 援 事 業 提 供 決 定 通 知 書

児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規定に基づき、次のとおり支援することに決定したので、通知します。

記

支援の種類と量	
支援を提供する 事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
支援対象児童 氏 名	
予 定 期 間	
支援を提供する 理 由	
費 用 徴 収 額	なし

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 4 7 号様式（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

家 庭 支 援 事 業 提 供 変 更 決 定 通 知 書

年 月 日付けで通知した支援（支援対象児童名： ）の内容
を下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

記

	変更前	変更後
支援の種類と量		
支援を提供する 事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
予 定 期 間		
そ の 他		
変 更 の 理 由		

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 4 8 号様式（第 2 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

家 庭 支 援 事 業 提 供 終 了 決 定 通 知 書

児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規定に基づき行った支援を次のとおり終了することと決定しましたので通知します。

記

支援の種類と量	
支援を提供する 事業所	事業所名 代表者氏名 所在地 連絡先
支援対象児童 氏 名	
終 了 日	
終了する理由	

不服の申立て

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 4 9 号様式（第 2 5 条関係）

年 月 日

様

四日市市長

印

家 庭 支 援 事 業 提 供 終 了 通 知 書

年 月 日付けで依頼した、下記の者の支援を終了することを決定しましたので通知します。

記

支援対象児童氏名	
住 所	
支 援 終 了 日	
依頼していた支援	
そ の 他	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部こども発達支援課)